5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
１）入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
２）契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は現場説明書による（契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式。）。
⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び技術資料等の差し替えは認められない。
⑹　専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　技術提案内容に確認が必要な場合は、ヒアリングを行う場合がある。
⑾　施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒁　本工事の契約締結後、契約者が「受注している」もしくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。
⒂　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toyoguchi Yoshiyuki Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Imabari National Government Building for Ministry of Labour
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 30 July 2025
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 25 September 2025 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 25 September 2025 or tenderssubmitted by mail 2 : 00 P.M. 25 September 2025)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和７年６月24日
国立大学法人福島大学長　三浦　浩喜
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　07
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量　学務情報統合システム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　令和９年度４月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　本システムは、学籍管理、教務管理（カリキュラム管理、成績管理等）の機能を中核とし、シラバス管理、学納金債権管理、授業料免除管理、奨学金管理、証明書自動発行、就職管理、健康管理等の多様な学務に関する業務を共通的、効率的に処理するとともに、利用者（学生：約4,500人、教職員：約450人）に対して総合的に支援するシステムであること。
Ｂ　本システムは、現システムが保有する資源（データ）を継承するとともに、現システムと同等以上の機能が実現できること。また、将来の機能拡充に対しても柔軟に対応できるシステムであること。
Ｃ　本システムは、本学ユーザ認証基盤により、個別の学生・教職員を認証した上で、各々の利用者の属性に応じた各種のサービス提供を行えるシステムであること。また、サービスによってはモバイル環境にも対応したシステムであること。
Ｄ　本システムは、保守体制、障害時の復旧体制が整備されており、定期点検等を除き、１年を通じての終日運用が可能であること。
Ｅ　学内の他の情報システムとのデータ連携を図ることが可能であること。
Ｆ　本システムは、本学キャンパス情報ネットワークを通じて、円滑な通信により各種サービスを提供し、かつ不正アクセスに対応する十分なセキュリティ機能、性能を有すること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　令和７年７月25日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒960―1296 福島市金谷川１番地 福島大学会計課調達係　森田　大輔　電話 024―548―8104
メールアドレス：chotatsu@adb.fukushima-u.ac.jp